



2024年4月5日  
建設キャリアアップシステム事業本部

建設キャリアアップシステム登録事業者向けの情報発信について  
～（第3回配信）メールマガジン「事業者向け／CCUSメンバーズメール」～

建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録者数は、皆様のご協力のもと、2月末現在、技能者約138万人、事業者約26万者となりました。

登録技能者に加え、登録事業者についても応援したいという外部事業者（『CCUS 応援団』）が提供する各種特典の情報をはじめ、CCUS 関連情報をメールマガジン「事業者向け／CCUS メンバーズメール」として、お届けさせていただきます。

※配信メール本文は、次ページ以降に掲載していますのでご覧ください。

※メール配信システム使用により、ドメイン「@fcip」の送信者アドレス（FROM アドレス）となっています。

問い合わせ先

一般財団法人建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部  
普及促進部 山崎、畠

メールアドレス：[ccus-million@kensetsu-kikin.or.jp](mailto:ccus-million@kensetsu-kikin.or.jp)

FAX：03-5473-4587

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門4丁目 MTビル2号館

<配信メール本文> ※都合により、画像及びURLリンクの一部を省略している場合があります。

事業者向け CCUS メンバーズメール 第3回

正しく表示されない場合は[こちら](#)



2024年4月5日 VOL.003

◆メール配信システム使用により、ドメイン「@fcip」の送信者アドレス(FROM アドレス)となっています。◆

## 建設キャリアアップシステム登録事業者の皆様

### <第3回配信にあたって>

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録者数は、皆様のご協力のもと、2月末現在、技能者約138万人、事業者約26万者となりました。

◎外部事業者(『CCUS 応援団』)が提供する各種特典の情報をはじめ、CCUS 関連情報をメールマガジン「事業者向け/CCUS メンバーズメール」としてお届けしています。

### INDEX

#### [【国土交通省からのお知らせ】](#)

1. 設計労務単価5.9%引き上げ 12年連続の上昇 /  
令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について (2月16日公表)
2. 建設業者は建設技能者の処遇確保や ICT を活用した現場管理に努める義務 /  
建設業法・入契法改正案 (3月8日閣議決定)
3. 技能者賃金の5%を十分に上回る賃上げを建設業団体に要請 /  
建設業団体との賃上げ等に関する意見交換会 (3月8日開催)
4. 時間外労働規制の適用を踏まえた工期に関する基準の見直し /  
中央建設業審議会総会 (3月27日開催)

#### [【建設業振興基金からのお知らせ】](#)

5. CCUS を活用して技能者の処遇改善に取り組む企業の受注拡大など /  
CCUS 推進のための今後の取組の骨子を提示 / CCUS 運営協議会総会 (3月28日開催)

#### [【国土交通省からのお知らせ】](#)

1. 設計労務単価5.9%引き上げ 12年連続の上昇 /  
令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について (2月16日公表)

本年3月から、新しい公共工事設計労務単価が適用となりました。

労務単価は公共工事の発注者が積算に当たって用いる単価で、全国全職種の加重平均は23,600円、令和5年度から5.9%の引き上げとなりました。労務単価は平成25年度から12年連続で上昇しています。

技能労働者の確保・育成のためには発注者、元請、下請それぞれの関係者が、新しい労務単価を踏まえた適正な請負代金による契約を行うことが必要ですので、引き続き、ご協力よろしく願いいたします。

[詳しくはこちらをご覧ください](#)

## 2. 建設業者は建設技能者の処遇確保やICTを活用した現場管理に努める義務 / 建設業法・入契法改正案（3月8日閣議決定）

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が3月8日に閣議決定されました。

改正案では、建設業者に対して、適正な賃金の支払いなど労働者の処遇の確保に努めるよう義務付けるとともに、請負契約の中で、工事の内容に見合った労務費が確保され行き渡るよう、「労務費の基準」を作成することとしています。

改正案ではこのほか、一定の規模の工事や公共工事でのICTを活用した現場管理や、資材高騰時の契約変更の協議のあり方についても定めています。

改正案は今後国会で審議されることとなりますが、建設業の持続可能な発展に向けて、ご協力をよろしく願いいたします。

[詳しくはこちらをご覧ください](#)

## 3. 技能者賃金の5%を十分に上回る賃上げを建設業団体に要請 / 建設業団体との賃上げ等に関する意見交換会（3月8日開催）

3月8日、建設業団体との賃上げ等に関する意見交換会が開催されました。

意見交換会では、国土交通省と建設業団体との間で、「5%を十分に上回る上昇」を目標として技能者の賃上げに取り組むことを申し合わせるとともに、岸田総理からも、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる」建設業に向けて、申合せに沿った賃上げの強力な推進を要請しました。

[詳しくはこちらをご覧ください](#)

## 4. 時間外労働規制の適用を踏まえた工期に関する基準の見直し / 中央建設業審議会総会（3月27日開催）

4月1日から、労働基準法の時間外労働の上限規制が建設業にも適用となりました。これと合わせて、3月27日に開催された中央建設業審議会において、時間外労働規制の遵守を前提とした工期の確保や、オペレーターの移動時間の考慮、猛暑日を作業不能日とする工期の設定などを内容とする「工期に関する基準」の改定案が審議され、同日勧告されました。

今回の改定においては、発注者において、契約時も含めて受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できるよう留意するとともに、受注者においても、適正な工期が確保された見積りの提出に努めるよう求めています。

受発注者がパートナーシップを構築し、適正な工期の確保に取り組めるよう、協力をお願いいたします。

[詳しくはこちらをご覧ください](#)

## **【建設業振興基金 からのお知らせ】**

### **5. CCUS を活用して技能者の処遇改善に取り組む企業の受注拡大など / CCUS 推進のための今後の取組の骨子を提示 / CCUS 運営協議会総会（3月28日開催）**

3月28日、建設業団体等と行政で構成される CCUS 運営協議会総会が開催され、国土交通省から、CCUS 推進のための今後3か年間の取組の骨子案が提示されました。骨子案では、技能者の処遇改善に取り組む企業の受注拡大、技能者向けのスマホアプリの開発などを通じて、技能者、元請・下請など、利用者それぞれのメリットを充実していくこととされており、今後関係団体の意見を踏まえてとりまとめていく予定となっています。

[詳しくはこちらをご覧ください](#)

---

---

**最後までご覧いただきありがとうございました！**

◎メールマガジン「事業者向け／CCUS メンバーズメール」は、CCUS 登録の際に連絡先としてお届け頂いたメールアドレスあてに送信しています。引き続き、よろしくお願いいたします。

※本メールは送信専用メールアドレスから配信されていますので、ご返信いただくことはできません。あらかじめご了承ください。

---

一般財団法人 建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門4丁目 MTビル2号館

[※配信停止希望の方はこちら。](#)